

静岡県告示第276号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年静岡県告示366の7）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、調達が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反して行われたと判断する場合には、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めるものとし、当該機関の裁決に不服があるときは、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、調達が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条の<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反して行われたと判断する場合には、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めるものとし、当該機関の裁決に不服があるときは、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。</p> <p>(2) （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。